

「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンに賛同する者が、「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を、岡山県県民生活部人権施策推進課長（以下「人権施策推進課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国の機関又は岡山県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 岡山県内の学校又は保育所が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) そのほか、岡山県（以下「県」という。）が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 人権施策推進課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) ロゴマークをこの使用取扱規程に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (2) 人権啓発活動以外で使用するとき。
- (3) 募金活動に結びつけて使用するとき。（ただし、県が特別にロゴマークの使用を認める場合を除く。）
- (4) 営利を目的とし、ロゴマークを商品化して使用するとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) その他、県がロゴマークの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用方法により使用し、県の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) ©岡山県「ももっち」の表記も含め、色、形状を変更しないこと。

ただし、モノクロでの印刷使用は可能とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、縮尺等の関係により、©岡山県「ももっち」の表記の判読が困難となる場合には、デザインに合わせて余白部に©岡山県「ももっち」を明記すること。

(承認の取消し)

第6条 人権施策推進課長は、ロゴマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消し、使用成果品等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

2 前項の承認の取り消しは、ロゴマーク使用承認取消書（様式第3号）をもって行うものとし、使用承認を受けた者は、承認を取り消された日から使用することはできないものとする。

3 県は、使用承認を受けた者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の期間)

第7条 ロゴマークを使用できる期間は、2年以内とする。

(使用の非独占性等)

第8条 この規程による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、商品、使用者等について、県の推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第9条 県はロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用承認を受けた者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用承認を受けた者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、人権施策推進課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月9日から施行する。